



大規模災害発生時における 口腔ケア活動の 意義と実際



災害時口腔ケアの必要性



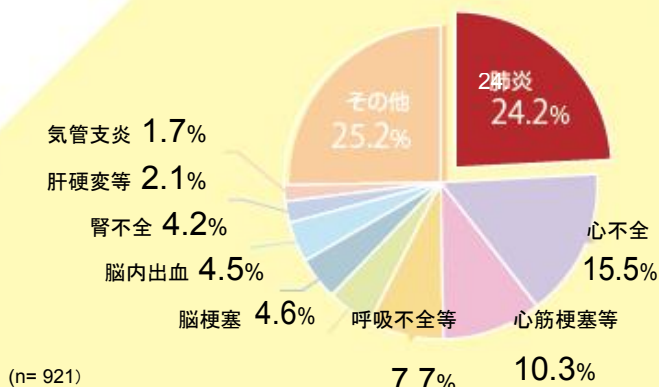
大規模災害の発生時には、多くの被災者が避難所などで集団生活を強いられるため、こうした状況に特有の歯科的な問題も起こります。

災害による歯や口唇、口腔内粘膜(舌や頬粘膜等)への直接的な外傷はもちろんですが、避難生活が長期化すると、偏った食生活やストレスなどが原因で、う歯や歯周病、口内炎、智歯周囲炎、口臭など口腔内の問題が生じやすくなります。ライフラインの断絶で水が不足している場合、歯みがきやうがいなどの口腔清掃がおろそかになりやすく、これも問題発生の一因になります。

また高齢者の場合、口腔内を清潔に保たないと誤嚥性肺炎などの呼吸器感染症が増加することが考えられます。そのため、近年は高齢者に対する口腔ケアを通じた肺炎予防が行われるようになってきています。

DATA
1

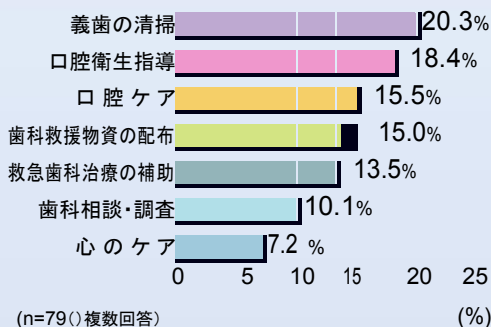
阪神・淡路大震災(95年)における『関連死』の死因別割合



95年の阪神・淡路大震災で、関連死(地震が直接の原因ではない死)のうち最も多かったのは肺炎でした。一般に、肺炎のうち何割かは誤嚥性肺炎と言われます。避難所生活では口腔の衛生状態を保つのが難しいことも一因となって、特に高齢者で肺炎などの呼吸器感染症が増える危険性があります。

DATA
2

新潟県中越地震(04年)の際に行われた歯科医療救護活動



4年の新潟県中越地震で、現地の歯科衛生士が行った歯科医療救護活動は、「義歯の清掃」が最も多く20.3%を占めました。

なお、災害直後は避難所での「歯科救護物資の配布」などが中心で、被災者が自宅等に移るころには、「口腔衛生指導」などの割合が増えました。



救急歯科治療

歯科医院が再開するまでは、仮設診療所で応急処置を受けることができます



被災地域・避難所での口腔ケア活動

避難所の巡回



(1ヵ月後～)仮設住宅の巡回



※自宅の要援護被災者も含む

歯科保健医療関係者

歯科医師会
歯科衛生士会
歯科技工士会

自治体歯科保健担当者
歯科大学
歯科衛生士／歯科技工士養成校
地域歯科関係者



福祉避難所の巡回



(～数年間)中長期的支援活動

災害時口腔ケアの実際

1

歯ブラシ、歯間ブラシによる清掃指導



口腔清掃が不十分だと、歯周病や口内炎などを発症したり、症状が悪化するため、少量の水でも出来るうがいや、歯みがきなどの指導を行います

2

児童に対する食事指導



支援物資には菓子パンやお菓子なども多いため、間食指導・歯みがき指導により食生活の平常化を目指します

3

高齢者に対する入れ歯の洗浄、補水指導



高齢者の避難所生活では、入れ歯の清掃不足、水分補給の不足による脱水、不十分な食事による体力低下などで、呼吸器疾患など様々な疾患にかかりやすくなるため、予防のための指導を行います

4

集団に対する啓発活動



個別の指導とともに、掲示物やパンフレットなどを通じて、被災者の方々が適切な生活習慣を取り戻せるよう、サポートを行います

歯周病の悪化、う歯の発生、口内炎、発熱(誤嚥性肺炎)などの予防

災害直後から避難所で必要になるもの



(口腔ケア関係)



大規模災害発生後の避難所生活では、さまざまな口腔ケア用品が不足します。口腔ケア用品の備蓄を進めている歯科保健医療団体、地域自治体などもありますが、一人ひとりの地域住民の備えも大切であり、そのための啓発活動が必要とされています。

- 歯ブラシ
- 歯間ブラシ、デンタルフロス
- 液体ハミガキ
- マウスウォッシュ
(デンタルリンス)
- ミネラルウォーター(500ml)
飲料としてはもちろんですが、うがいするときも必要です
- 紙コップ
- ウエットティッシュ
口腔ケア用のものもあります

- 舌ブラシ
- 保湿ジェル
口内炎や口腔乾燥対策として使えます
- スポンジブラシ
高齢者などの口腔ケアで使う、歯ブラシよりもやわらかいスポンジ素材のブラシです
- 入れ歯洗浄剤、
入れ歯安定剤、
入れ歯用ブラシ



災害時の歯科保健医療体制の整備に向けて

現在、各歯科関係機関において、災害時の歯科保健医療に必要な体制づくりが進められています。関連する全国調査は平成 17 年より行われており、現在は厚生労働科学研究費の研究班として続けられています。

災害時の地域歯科保健医療は、歯科医院の歯科医師(歯科医師会)、保健所の歯科医師(行政)、病院／大学の歯科医師(勤務医)などを中心として、関連する保健医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士、医師、看護師、保健師ら)が連携して担うこととなります。各職種／機関の専門性を生かした支援体制づくりと、それぞれの連携が必要とされています。

また、各教育機関での教育体制も、整備が進められつつあります。

(一社)千葉県歯科医師会

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港 32-17

TEL 043-241-6471 FAX 043-248-2977

